

東かがわ市規則第4号

東かがわ市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月19日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市建設工事執行規則の一部を改正する規則

東かがわ市建設工事執行規則（平成15年東かがわ市規則第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(随意契約)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 契約担当者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示し、なるべく2人以上の者から見積書（<u>様式第4号</u>）を提出させるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(契約保証金の納付)</p> <p>第24条 契約担当者は、契約の相手方に対して契約を締結する前に保証金等納付書（<u>様式第2号</u>）により、契約保証金を納付させるものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>(工事請負契約書)</p> <p>第30条 前条第1項の規定による契約書は、<u>工事請負契約書（様式第5号）</u>によるものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により契約書の作成を省略した場合においては、契約に必要な事項を記載した請書（<u>様式第6号</u>）を提出させなければならない。ただし、契約の内容により必要がないと認められるときは見積書その他の書類をもって請書に代えることができる。</p> <p>(請負契約の変更)</p> <p>第37条 契約担当者は、工期、請負代金額等当初の契約を変更する必要があるときは、契約の相手方と協議が調ってから5日以内に<u>工事請負変更契約書（様式第7号）</u>により契約を変更するものとする。</p>	<p>(随意契約)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 契約担当者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示し、なるべく2人以上の者から見積書（<u>様式第5号</u>）を提出させるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(契約保証金の納付)</p> <p>第24条 契約担当者は、契約の相手方に対して契約を締結する前に保証金等納付書（<u>様式第3号</u>）により、契約保証金を納付させるものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>(工事請負契約書)</p> <p>第30条 前条第1項の規定による契約書は、<u>工事請負契約書（様式第6号）</u>によるものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により契約書の作成を省略した場合においては、契約に必要な事項を記載した請書（<u>様式第7号</u>）を提出させなければならない。ただし、契約の内容により必要がないと認められるときは見積書その他の書類をもって請書に代えることができる。</p> <p>(請負契約の変更)</p> <p>第37条 契約担当者は、工期、請負代金額等当初の契約を変更する必要があるときは、契約の相手方と協議が調ってから5日以内に<u>工事請負変更契約書（様式第8号）</u>により契約を変更するものとする。</p>

改正後

様式第5号(第30条関係)

工事請負契約書

- 1 工事名
- 2 工事の場所
- 3 工期 自 年 月 日
至 年 月 日

請負代金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
請負代金額のうち消費税及び地方消費税の額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
契約保証金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

〔建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無〕

- 該当する(分別解体等の方法等については、別紙のとおり)
- 該当しない

上記の工事について、発注者 東かがわ市長 と受注者
とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、東かがわ市建設工事執行規則第28条第2項の規定に基づき市長が定める工事請負契約約款により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。
年 月 日

発注者 東かがわ市
住所
契約担当者職氏名 印
受注者 住所
商号又は名称
代表者氏名 印

- (注) 1 請負代金額等の金額欄には、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに、頭書に㊦の記号を付記すること。
- 2 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの口に「㊦」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

改正前

様式第5号(第30条関係)

工事請負契約書

- 1 工事名
- 2 工事の場所
- 3 工期 自 年 月 日
至 年 月 日

請負代金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
請負代金額のうち消費税及び地方消費税の額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
契約保証金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

〔建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無〕

- 該当する(分別解体等の方法等については、別紙のとおり)
- 該当しない

上記の工事について、発注者東かがわ市と請負者 とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、東かがわ市建設工事執行規則第28条第2項の規定に基づき市長が定める工事請負契約約款により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。
年 月 日

発注者 東かがわ市
住所
契約担当者職氏名 印
請負者 住所
商号又は名称
代表者氏名 印

- (注) 1 請負代金額等の金額欄には、アラビア数字をもってインクで記入するとともに、頭書に㊦の記号を付記すること。
- 2 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの口に「㊦」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

改正後

改正前

様式第6号(第30条関係)

様式第6号(第30条関係)

請書(工事)

請書(工事)

収入
印紙

収入
印紙

請書

請書

工事名
 工事場所
 工期 自 年 月 日
 至 年 月 日
 請負代金額 ¥ -
 うち消費税及び地方消費税の額 ¥ -

工事名
 工事場所
 工期 自 年 月 日
 至 年 月 日
 請負代金額 ¥ -
 うち消費税及び地方消費税の額 ¥ -

頭書の工事を、次の事項により施工することをお請けします。

頭書の工事を、次の事項により施工することをお請けします。

- 1 頭書の工事を、頭書の工期内に別冊設計書、図面、仕様書に基づき完成すること。
- 2 この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させないこと。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでないこと。
- 3 工事を一括して第三者に下請負させないこと。
- 4 工事の施工に関しては、貴職の指定した工事監督員の指揮監督に従うこと。
- 5 工事検査員の検査を受けて使用するべきものと指定された使用材料については、工事検査員の検査を受け合格したものを使用すること。
- 6 工事検査員の立会いの上施工すべきものと指定された工事については、工事検査員の立会いを受けて施工すること。
- 7 工事の施工が設計書等に適合しない場合において、工事監督員に通知し確認すること。
- 8 工事内容に変更の必要が生じた結果請負代金額に増減が生じた場合は、発注者と協議の上本契約を変更すること。
- 9 工事監督員の指示する工事関係書類を提出すること。
- 10 工事が完了したときは、書面により通知の上、発注者が通知を受けた日から14日以内に検査を受けること。
- 11 検査の結果不合格となったときは、直ちに補修して再度検査を受けること。
- 12 請負代金は、引渡が終わった後、発注者が請求を受けた日から40日以内に支払われること。
- 13 請負代金の支払が遅延したときは、遅延日数に応じ、契約金額に契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により、財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。)を乗じた金額を、遅延利息として申し受けること。
- 14 受注者が、正当な理由によらず工期内に工事を完了することができないときは、遅延日数に応じ、契約金額に支払遅延防止法の遅延利息の率を乗じた金額を請負代金と相殺されまたは納付すること。
- 15 受注者の責めに帰する理由により契約を解除されたときは、請負代金額の10分の1を請負代金と相殺されまたは納付すること。
- 16 発注者の都合により本契約を解除されたときは、既済部分に対する代価を申し受けること。また、損害があるときには、発注者と協議の上相当額の違約金を申し受けること。
- 17 工事の引渡後2年以内に、瑕疵が発見されたときは、発注者の請求により協議し、当方に責めがあるときには契約不適合箇所の補修を行うこと。ただし、契約不適合箇所が重要でなく、かつその補修に過分の費用を要する場合は除くこと。

- 1 頭書の工事を、頭書の工期内に別冊設計書、図面、仕様書に基づき完成すること。
- 2 この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させないこと。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでないこと。
- 3 工事を一括して第三者に下請負させないこと。
- 4 工事の施工に関しては、貴職の指定した工事監督員の指揮監督に従うこと。
- 5 工事検査員の検査を受けて使用するべきものと指定された使用材料については、工事検査員の検査を受け合格したものを使用すること。
- 6 工事検査員の立会いの上施工すべきものと指定された工事については、工事検査員の立会いを受けて施工すること。
- 7 工事の施工が設計書等に適合しない場合において、工事監督員に通知し確認すること。
- 8 工事内容に変更の必要が生じた結果請負代金額に増減が生じた場合は、発注者と協議の上本契約を変更すること。
- 9 工事監督員の指示する工事関係書類を提出すること。
- 10 工事が完了したときは、書面により通知の上、発注者が通知を受けた日から14日以内に検査を受けること。
- 11 検査の結果不合格となったときは、直ちに補修して再度検査を受けること。
- 12 請負代金は、引渡が終わった後、発注者が請求を受けた日から40日以内に支払われること。
- 13 請負代金の支払が遅延したときは、遅延日数に応じ、契約金額に年2.7%を乗じた金額を、遅延利息として申し受けること。
- 14 受注者が、正当な理由によらず工期内に工事を完了することができないときは、遅延日数に応じ、契約金額に年2.7%を乗じた金額を請負代金と相殺されまたは納付すること。
- 15 受注者の責めに帰する理由により契約を解除されたときは、請負代金額の10分の1を請負代金と相殺されまたは納付すること。
- 16 発注者の都合により本契約を解除されたときは、既済部分に対する代価を申し受けること。また、損害があるときには、発注者と協議の上相当額の違約金を申し受けること。
- 17 工事の引渡後2年以内に、瑕疵が発見されたときは、発注者の請求により協議し、当方に責めがあるときには瑕疵の補修を行うこと。ただし、瑕疵が重要でなく、かつその補修に過分の費用を要する場合は除くこと。

年 月 日
 受注者 住 所
 高号又は名称
 代表者氏名

年 月 日
 受注者 住 所
 高号又は名称
 代表者氏名

発注者 東かがわ市長 殿

発注者 東かがわ市長 藤井秀城

(備考) 請負(委託)代金額の金額欄には、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに、頭書に×の記号を付記すること。

備考

請負(委託)代金額の金額欄には、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに、頭書にVの記号を付記すること。

